

暮らしの*i*Information

町内の各種グループ・サークルの催しなどをお知らせください
※掲載希望月の前月 10 日までに総合政策課企画振興室広報広聴係へ要連絡

納税だより

【公的年金からの町道民税の特別徴収】
■対象者と特別徴収される税額
平成 29 年 4 月 1 日に 65 歳以上で、前年中の公的年金に係る町道民税額が生じた方は、次の①または②のとおりとなります。

①平成 28 年 4 月 2 日～平成 29 年 4 月 1 日に 65 歳になった方または昨年度特別徴収が中止になった方

今年 10 月から公的年金特別徴収が始まります。年税額の半分を 2 回に分けて（6・8 月納期分）納付書や口座振替で納め（普通徴収）、残りの半分を 3 回に分けて（10・12・2 月分）年金から引き落とし（特別徴収）となります。

②平成 28 年 4 月 1 日以前に 65 歳になった方

昨年度特別徴収が中止になった方以外は引き続き年金より引き落としとなります。昨年度に年金から引き落とされた額の 6 分の 1 ずつを、今年の 4・6・8 月分年金からそれぞれ引落とすこととなっており（仮徴収）、さらに後に確定した本年度分の年税額から、仮徴収の額を差引いた残りの額を 3 回に分けて（10・12・2 月分）年金から引き落とし（本徴収）となります。

※本年度分の計算の結果、年税額が仮徴収額より少ない場合は還付金が発生します。これは本年度分年税額が 6 月に確定するためです（該当者には連絡済）

※公的年金より特別徴収される町道民税は公的年金に係る分のみです。公的年金以外の所得に係る町道民税は、公的年金特別徴収とは別に納付書、口座振替または給付天引きにより納めていただきます

※次に該当する方は対象となりません
・もともと町道民税が非課税の方
・町道民税の引き落とし額が公的年金の額を超える方
・年金の給付額の年額が 18 万円未満の方 など

町税務課住民税係 ☎ 56-8003

募 集

国民健康保険非常勤職員

- 募集人員／1 名
- 勤務場所／町役場 国保医療係
- 業務内容／国保・医療給付事務
- 勤務開始日／10 月
- 勤務時間／週 5 日 8 時 45 分～16 時（週 31 時間 25 分）
- 賃金・身分／月額 11 万～15 万程度（職歴換算）・一般職非常勤職員
- 要件／エクセル・ワードを使える方で町内在住か近隣町村で通勤可能な方
- 任用期間／1 年以内
- その他／社保、雇用保険、公務災害補償有
- ※ 9 月からハローワークへ求人募集し随時受付ていきますのですでに採

用が決定している場合があります
※応募の際はお問い合わせください
町福祉医療課国保医療係
☎ 56-80006

自衛官募集

- 自衛官候補生
- 受験資格／18 歳以上 27 歳未満
- 受付期間／通年
- 試験期日／
- 【男子】11 月 18 日(土)～20 日(月)（第 4 回）、12 月 16 日(土)（第 5 回）
- 【女子】12 月 16 日(土)～17 日(月)（第 5 回）
- 防衛大学校（一般・後期）
- 受験資格／18 歳以上 21 歳未満の高卒者または高専 3 年次修了者（見込含）
- 受付期間／平成 30 年 1 月 20 日(土)～1 月 26 日(金)
- 試験期日／平成 30 年 2 月 17 日(土)

（二次）、3 月 9 日(金)（二次）
高等工科学校生徒

- 受験資格／
- 推薦／男子で中卒（見込含）17 歳未満の成績優秀かつ生徒会活動などに顕著な成績を修め学校長が推薦できる者
- ・一般／男子で中卒（見込含）17 歳未満
- 受付期間／
- 推薦／11 月 1 日(水)～12 月 1 日(金)
- ・一般／11 月 1 日(水)～平成 30 年 1 月 9 日(火)
- 試験期日／
- 推薦／平成 30 年 1 月 6 日(土)～8 日(月)※いずれか 1 日
- ・一般／平成 30 年 1 月 20 日(土)（一次）、2 月 4 日(月)（二次）
- 町福祉地域事務所 ☎ 23-3540
- 笹山武市 ☎ 22-2433

町営住宅入居者募集

- 募集期間／10 月 2 日(月)～13 日(金)
- 一般世帯向け（家族向け）
- ・南 6 条団地（南 6 東 5）※浴室、浴槽無 3DK1 戸
- ・南 9 条団地（南 9 西 2）※浴室有、浴槽無 3DK1 戸
- ・一般世帯向け（単身可）
- ・白樺団地（北 4 東 8）2DK1 戸
- 修繕などが完了してからの入居になりますので、入居可能になるまで日数がかかる場合があります。
- 申請には所得制限などがあります。
- 詳細はお問い合わせください。
- 町建設課住宅係 ☎ 56-8012

道営住宅入居者募集

- 抽選日時／10 月 10 日(火)10 時
- 抽選会場／町公民館 2 階研修室
- 募集住宅／
- 一般世帯向け※いずれも 3LDK
- ・南 4 条団地（南 4 東 1）
- ・えぞ富士団地（南 4 東 6）
- 申込場所・期間／町公民館・10 月 2 日(月)～4 日(水)9 時～19 時 30 分
- 入居予定日／平成 29 年 12 月中旬
- その他／入居に関する要件は直接お問い合わせください
- 町道営住宅指定管理者マンシオンマネージメントサービス(株)
☎ 0134-34-1373

開 催

新就学児童健康診断

- 町教育委員会では、平成 30 年度小学校 1 年生となる児童を対象とした健康診断を次の日程で実施します。
- 診断項目は内科検診・歯科検診・聴力検査・視力検査となります。
- 詳しくは 10 月中旬に各家庭へ配布の問診票か町 HP をご覧ください。
- 健診日時／11 月 8 日(水)、12 時 45 分～受付開始
- 会場／町保健福祉会館（北 3 東 4）
- 町教育委員会学校教育課 ☎ 56-8018
- 特設行政・人権相談所
- ※相談無料、秘密厳守
- 日時／10 月 21 日(土)13 時 30 分～16 時
- 場所／町公民館研修室（南 3 東 4）
- 相談委員／

山品 幸子（やましな ゆきこ）
☎ 22-0851

- 池田 寿恵子（いけだ すえこ）
☎ 22-1722
- 本間 栄（ほんま さかえ）
☎ 22-3544
- 行政苦情 110 番
☎ 0570-090-110
- みんなの人権 110 番
☎ 0570-003-110
- 町住民環境課生活安全係
☎ 56-8005

赤十字講習会

- 赤十字雪上安全法救助員養成 1
- 日時／11 月 12 日(日)9 時～17 時
- 受講対象／満 18 歳以上の救急法救急員の資格を有し、一定のスキー技術を有する方
- 場所／町総合体育館 2 階研修室
- 受講料／700 円（当日）
- 申込み／10 月 27 日(金)までに氏名、住所、電話番号、生年月日を添えて日本赤十字社俱知安町分区分て町日本赤十字社俱知安町分区分（町住民環境課生活安全係内）☎ 56-8005（FAX 23-2044）

平成 29 年度第 3 回くつつちゃんフットパスウォーキング

- 開催日時／10 月 22 日(月)、9 時（受付）、9 時 30 分（スタート）
- 集合場所／半月湖駐車場（宇比羅夫）
- 参加料／200 円（保険料代ほか）
- 参加年齢／小学生以上（小学校 3 年生以下は保護者同伴）
- 申込方法／氏名・所属団体（会社名・学校名（小学生は学年））を

記載して ☐saitou.kuniharu@pref.hokkaido.jp か FAX 22-0905 で申込み

町総合文化祭

- 芸術文化活動の祭典「俱知安町総合文化祭」が今年も開催されます。
- ステージ発表では、演奏や踊り、のど自慢が披露され、作品展示では、幼児の作品から、生花や手芸品、陶芸品、サークルで時間をかけた力作まで所狭しと並びます。
- 主催／羊蹄を楽しみ隊
- 町振興局建設指導課 ☎ 23-1375

・ステージ発表（公民館大ホール）			行事	
月	日	曜日		
10	21	土	鼓魂東西・和太鼓の響演 2017	
11	3	金(祝)	芸能発表会・文化奨励賞授与式	
	5	日	児童生徒作品展入賞者表彰式	
	11	土	俱知安町連合吟詠剣詩舞発表会	
・各種展示日程（公民館・世代交流センター）			展示対象	
日 程				
10 月 25 日(水)～11 月 12 日(日)			幼児・小中学生	
11 月 3 日(金・祝)～11 月 5 日(日)			サークル・一般	

俱知安中学校吹奏楽部定期演奏会

- 日時／10 月 15 日(月)、13 時開場、13 時 30 分開演
- 場所／町公民館大ホール
- 曲目／歌劇「王冠のダイヤモンド」序曲、上を向いて歩こう、演歌ヒットソングメドレー 他

少年少女バドミントン教室

- 対象／小学校 3～6 年生
- 日時／10 月 25 日(水)・27 日(金)、18 時 40 分～20 時まで
- 場所／俱知安小学校体育館
- 費用／無料
- 持ち物／運動に適した服装、ラケット、運動靴、飲料水
- 締切／10 月 18 日(水)
- 申込・問合せ／俱知安バドミントン協会 ☎ 090-9089-7672（イカリ）または町総合体育館へ

こころのルネッサンス in 俱知安

- 場所／俱知安厚生病院生療センター（北 4 東 1）
- 【10 月 14 日(土)】たつぷり当事者研究
- 講師／向谷地 生良氏
- 時間／13 時 30 分受付、14 時～17 時
- 参加費／2 千円
- 【10 月 15 日(日)】生き方学芸会
- 時間／9 時受付、9 時 30 分～12 時
- 参加費／1200 円
- 町 NPO 法人 M i M a T a ☎ 23-4350（筒井）

くらしと家計の講習会

- テーマ／心地よく暮らすくわが家の物とお金の管理
- 日時／10 月 26 日(木)・28 日(土)、10 時～11 時 30 分
- 場所／後志労働福祉センター
- 参加費／450 円
- その他／託児有（200 円）
- ※参加・託児とも要予約
- 俱知安友の会 ☎ 23-2595（古谷、☎ 21-2552（梅津）

チャイルドカット前髪カット講座

プロの美容師がお子さんをカットしながら無料でレクチャーします。

■日時／10月16日(月)10時～11時

■場所／子育て支援センター12階

■美容室KAZU ☎55―5751
美容室COCO ☎22―5221

親子スポーツクラブバザー

子どもが遊べるスペースもあり、町内の飲食店も多数出展予定です。

■日時／10月17日(火)10時30分～12時

■場所／世代交流センター

※小銭、エコバッグの協力をお願いします。
一般出店、飲食店募集中
■見上 ☎090―2978―2084
(平日9時～16時)

周知

国民年金保険料「後納制度」は平成30年9月まで

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することで将来の年金額を増やすことができる後納制度が、平成27年10月～平成30年9月の3年間に限り実施されています。

この制度を利用すると年金額を増やすことや、年金の受給ができなかった方が受給資格を得られることがあります。

従来、老齢年金を受け取るには、保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した資格期間が原則25年以上必要でしたが、平成29年8月から資格期間が10年以上で老齢年金を受け取ることができるようになります。

消防署からのお知らせ

秋の火災予防運動を実施します

暖房器具の使用が増え、火災が多く発生する季節を迎えることから、「火の用心 ことを形に 習慣に」を合言葉に、10月15日から10月31日までの期間、全道一斉火災予防運動が実施されます。

火災を防ぐため、次のことに気をつけましょう！

- 家の周りに燃えやすい物を置かない
- コンロを使用中はその場を離れない
- 寝たばこはしない。灰皿に吸殻を溜めておかない
- ストーブの真上に洗濯物を干さない。燃えやすい物を近づけない
- 子どもの手が届く所にライターなどを置かない
- 電気コードを束ねて使用したりタコ足配線をしていない

8月末までの災害出動状況		
	平成29年	平成28年
火災	10件	5件
救急	599件	579件
救助	19件	28件
その他	117件	59件

おたんじょうおめでとう

した。そのため、後納制度を利用し不足している保険料を納めることで、年金の受給ができなかった方が資格を得られる可能性があります。

すでに老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度の利用はできません。※制度利用の際は要申込
■ねんきん加入者ダイヤル
☎0570―003―004
小樽年金事務所
☎0134―23―4236

野犬掃討を実施

人や動物への危害防止のため、野犬掃討（放たれている犬も対象）を実施します。

■日時／10月1日～12月30日
愛犬が対象とならないよう次のことを守りましょう。

- ①放し飼いや逃げ出せる環境で犬を飼育しない
- ②散歩の際は必ずリードを装着する
- ③犬の登録、狂犬病予防注射を行い、登録鑑札票、予防注射済票を首輪につける
- ④犬がいなくなった時にはすぐに役場に連絡する
- ⑤犬が戻った時の連絡も忘れずに

■町住民環境課環境対策室地域衛生係 ☎56―8008

教科書採択に関する資料の開示

平成30年度より町内小学校で使用する「特別の教科 道徳」の教科書採択に関する資料を開示します。

■開示期間／平成29年9月1日～平成34年3月31日

■開示場所／町教育委員会学校教育課

まちの事件簿―地域安全ニュース

主な事件

- ▽窃盗（空き巣）事件の発生
留守中の一戸建住宅に空き巣が入る事件がありました
- ▽窃盗（車上ねらい）の発生
駐車場に駐めていた車両から現金が盗まれる事件がありました。貴重品を車内に放置しないでください
- ▽窃盗（脱衣場ねらい）の発生
ホテル脱衣場から客の時計が盗まれる事件がありました
- ▽窃盗（自転車盗）の発生
物置内から自転車盗まれる事件が発生しました
- ※他にも1件、同様の事件を認知
- 交通事故
▽8月6日、国道の十字路交差点において、前方不注意により、信号待ち停止中の車両に追突する事故が発生しました
- ▽8月20日、道道の左カーブにおいて、バイクがブレイキ操作を誤り、対向車と衝突する事故が発生しました。

8月末までの町内交通事故発生状況		
	平成29年	平成28年
人身	16件	20件
物損	375件	408件
死者	0名	0名

消費者コーナー

俱知安消費者協会

消費生活展のご案内

11月の町総合文化祭に併せて例年消費生活展を開催しており、今年は以下のとおり開催を予定しています。

◇日時 11月3日（金・祝）～5日（日）

◇場所 町世代交流センター内

◇内容 悪質な詐欺にだまされないように地域の生産品の紹介

リサイクル・リフォームの知恵展示

牛乳消費拡大運動の料理レシピ

会員の手作りコーナー

リサイクルやリフォームに関する知恵を募集します。展示できる作品がありましたら、10月20日（金）～25日（水）の期間に消費者協会事務局へ提出してください。皆さまのご協力をお願いします。

■消費生活相談室（公民館1階団体室）

■月・水・金曜日10時～15時 ☎23-1522

手数料など

■補助金額／補助対象経費の10分の8
■町農林課畜産林政係 ☎56―8010

里親制度について

様々な事情により家庭で暮らせない子どもたちを、自分の家庭に受け入れて育てる方のことを「里親」と言います。「里親」は特別な方だけではなく、普通の家庭の親御さんたちでもなることができます。ぜひ里親として登録し、家庭で生活できない子どもたちの養育を担っていただければと思います。

■町北海道中央児童相談所 ☎011―631―0301（矢野・高橋）

平成29年度男女平等参画講演会

■日時／10月13日(金)、13時～15時

■場所／町文化福祉センター中ホール
※参加料無料

■町総務課総務係 ☎56―8000

報道などによれば、後志管内において振込め詐欺が発生しているようです。

「法務局管理センター」などを名乗るところから「民事訴訟裁判通告書」などと記載されたはがきや電子メールが送られてきて、あたかも料金の未納があり、裁判を提起されたと思い込ませ、連絡をとらせた後、支払いを要求されるというものです。

訴え提起の場合の裁判所からの通知は、原則として特別送達という方法で郵送され、はがきや電子メールで連絡をとることは通常ありません。

ただし、支払督促と呼ばれる手続きについては、特別送達ではありませんが、封書大の簡易な書面で届くことがあります。支払督促は、内容が事実かどうかを審査せずに発令され、2週間以内に異議を申し立てない場合、強制執行が可能になる簡易な制度ですが、この手続きを悪用する業者も現れています。

支払督促の内容に覚えがなく詐欺だと思って放置すると、強制執行がなされるなどの不利益を受けかねませんので、裁判所からの正式な書面については、きちんと対応する必要があります。

もっともはがきに書かれた番号に安易に電話をすると、詐欺集団に繋がる可能性もありますので注意が必要です。裁判所に電話をすれば、そのはがきが正式な書面であるか、また本当にそのような事件があるかについて教えてくれます。

もし不審なはがきや電子メールを受け取って、詐欺かどうか判断がつかないときは専門家などにご相談ください。

裁判所手続きの悪用に注意



俱知安ひまわり
基金法律事務所
弁護士渡邊 恵介
☎21-6228
www.kutchan-himawari-lawoffice.com

9月14日（木）までに住民環境課住民係へ届け出があったもので、承諾を受けた内容について掲載しています。

人の動き		平成29年8月末現在
人口	男	15,351人（前月比＋5）
	女	7,737人（前月比＋4）
	世帯数	7,614人（前月比＋1）
外国人住民		7,991世帯（前月比－4）
うち外国籍住民		554人（前月比－10）